



使いやすくなりました！
【米原市独自】
☞所得制限の撤廃
☞住宅購入に限り、
婚姻期間の延長
【拡充】
☞補助対象の拡充
(賃料・引越し費用)

令和7年度 結婚新生活支援事業

新たな生活を始める新婚夫婦の住居費や引越し費用の一部をサポートします。

申請期間

2025.4.1 ~ 2026.3.15

※予算がなくなり次第、受付を終了いたします。

※申請後、3年以内に米原市外へ転出された場合、補助金を返還いただく場合があります。

◎対象となる費用

婚姻に伴う**住宅取得費用、住宅賃借費用、引越し費用**（賃借住宅への引越しに限る。）
(令和7年4月1日から令和8年3月15日までに支払った費用)

◎補助上限額

区 分	購入（新築、中古）等	賃料、引越し費用
夫婦ともに29歳以下	60万円	24万円
夫婦ともに39歳以下	30万円	12万円

◎対象となる世帯

○新規に婚姻した世帯（令和7年1月1日以降に婚姻）であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

○**住宅購入に限り、令和2年4月1日以降に婚姻した夫婦も対象**

※その他諸条件があります。詳細は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

市公式ウェブサイト



◎申請先・お問合せ先

米原市 暮らし支援部 子育て支援課（本庁舎2階）

〒521-8501 米原市米原1016番地

☎：0749-53-5131 ☎：0749-53-5128 ✉：kosodate@city.maibara.lg.jp

婚姻日が令和7年1月1日以降で、婚姻日の年齢が夫婦とも39歳以下である。 ※その他諸条件あり。

Yes

No

婚姻日が令和2年4月1日以降で、住宅取得日の年齢が夫婦とも39歳以下である。

Yes

No

住宅購入補助の対象

住宅取得日の年齢が夫婦とも29歳以下である。

補助対象外です。

Yes

No

補助金額

60万円

補助金額

30万円

Yes

No

住宅購入補助の対象

婚姻日の年齢が夫婦とも29歳以下である。

住宅を？

建てた
買った

借りた
引っ越した

住宅賃借補助の対象

婚姻日の年齢が夫婦とも29歳以下である。

Yes

補助金額

24万円

No

補助金額

12万円

※補助金額は、限度額です。

※令和7年4月1日から令和8年3月15日までに支払った費用が対象です。